

指 示 第 1 9 号

平成29年8月17日

仙台拘置支所長 宮 内 良 朗

テレビ視聴及びラジオ聴取について

標記について、被収容者の余暇活動の運用を図るため、下記のとおり定め、本年8月28日に施行する。

なお、平成23年11月24日付け支所長指示第17号「テレビ視聴及びラジオ聴取について」は、同日付けをもって廃止する。

記

1 テレビ視聴について

(1) 視聴対象者

舎内衛生係全員

(2) 視聴実施日及び視聴時間帯

ア 実施日

居室	月	火	水	木	金	土	日	矯正指導日	休日/祝祭日
共同室	○	○	○	○	○	○	○	○	○
単独室	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 矯正指導日は、原則として毎月第2、第4金曜日。

※ 休日、祝祭日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日並びにいわゆるお盆休み3日間

イ 視聴時間

(ア) 就業日及び矯正指導日

午後7時から午後8時54分

(イ) 土曜日、日曜日、休日及び祝祭日

① 午前9時30分から午前11時30分まで

② 午後1時から午後3時30分まで（ただし、NHK「のど自慢」放送日は午後零時15分からとする。）

③ 午後7時から午後8時54分まで

ウ 大相撲中継にかかるテレビ視聴

大相撲本場所中のテレビ中継を視聴させる。

視聴時間は、次のとおり

(ア) 初日から14日目まで 午後5時05分から午後6時まで

(イ) 千秋楽 午後4時40分から午後6時まで

エ 教養ビデオ

視聴時間は、原則として矯正指導日の午前9時から午前11時30分頃及び午後1時から午後3時30分頃までの間とする。

(3) その他

ア 行事、入浴、その他の事情により、定められた時間に視聴できない場合でも、視聴時間の変更その他の代替措置は実施しない。

イ 電源の入力等は職員が行うこととする。

ウ テレビ視聴時間帯にラジオ聴取への変更は認めない。

エ 単独室においては、小机の上にテレビを置いて視聴することとするが、夕食時間帯と重なる大相撲中継テレビ視聴時及び筆記等により小机から畳の上を下ろした場合は、画面が職員から見える位置に置いて、小机で喫食又は筆記等しながらテレビ視聴することを認める。ただし、喫食又は筆記等の終了後は、再び小机の上にテレビを置いて視聴させること。

オ テレビを視聴しない場合における整理位置は、共同室及び単独室ともに洗面台側の板間などの安定した場所とし、テレビの上に物を置かないこと。

カ 共同室においては、就寝位置によりテレビの視聴が困難となる場合があるので、テレビ視聴時間中に限り、頭部と足元の位置を入れ替えて横臥すること（いわゆる逆寝）を許可する。

2 ラジオ聴取について

(1) 就業者

ア 就業日（矯正指導日を含む。）

(ア) 午後零時から午後零時20分まで

(イ) 午後5時5分から午後9時まで

イ 土曜日、日曜日、休日及び祝祭日

(ア) 午前9時5分から午前11時30分まで

(イ) 午後零時から午後3時30分まで

(ウ) 午後5時5分から午後9時まで(大相撲開催中は、午後4時30分からの開始とするほか、千秋楽については午後4時5分からの開始とする。)

(2) 就業者以外の被収容者

ア 平日(矯正指導日を含む。)

(ア) 午後零時から午後1時まで

(イ) 午後5時5分から午後9時まで

イ 土曜日、日曜日、休日及び祝祭日

(ア) 午前9時5分から午前11時30分まで

(イ) 午後零時から午後3時30分まで

(ウ) 午後5時5分から午後9時まで(大相撲開催中は、午後4時30分からの開始とするほか、千秋楽については午後4時5分からの開始とする。)